公益財団法人福島県総合社会福祉基金令和5年度貸付・助成募集要項

公益財団法人福島県総合社会福祉基金は、公益目的事業として社会福祉事業を経営するもの及び社会福祉活動を行う福祉団体等に対し、必要な資金の貸付・助成を行っております。

令和5年度の貸付・助成については、次のとおり募集いたします。

1 貸付事業について

◆ 募集内容

資金の種類	施設整備資金	運営資金
対象事業	1 社会福祉施設の新設・増築・改築・修理・設備整備・備品整備及び用地取得に要する資金で国・県等の補助事業の対象であるもの（介護老人保健施設を含む） 2 社会福祉施設の小規模な施設改修に要する資金（国、県等の補助事業の対象外でも貸付対象となります）	1 施設の整備、福祉団体等の運営につき、各種補助金等の交付までの間に必要とする資金（各種補助金の交付が決定しているもの） 2 施設の運営及び福祉団体等の活動に要する資金で施設の運営実績があり、審査委員会が適当と認めたもの
貸付限度額	本基金が貸付対象と認める経費(※1)から、国もしくは県の補助金または公益事業補助金(※2)又は独立行政法人福祉医療機構からの貸付金を控除した額に4分の3を乗じて得た額(※3)	1 各種補助金、給付金額に4分の3を乗じて得た額の範囲内で必要とする額 2 対象事業2については、2千万円以内
償還期間	5百万円未満： 5年以内 5百万円以上1千万円未満：10年以内 1千万円以上：15年以内	1年以内で本基金が指定する日
貸付利率	独立行政法人福祉医療機構の令和5年4月3日現在の貸付利率に準じる。	年1.0%
対象者	1 社会福祉法人 2 公益法人 3 宗教法人その他公益事業を行う特殊法人 4 社会福祉又は介護保険に関する事業を行うものとして本基金の審査委員会が適当と認めたもの（介護老人保健施設を開設する医療法人等）	1 社会福祉法人 2 公益法人 3 社会福祉協議会 4 社会福祉又は介護保険に関する事業を行うものとして本基金の審査委員会が適当と認めたもの 5 国、県、市町村、日本財団、中央競馬馬主社会福祉財団等の補助金の交付を受けることが確定したもの
備考	1 **原則として、貸付決定前に既に契約済みである工事代金や土地購入代金、備品購入等の代金は貸付けの対象になりません。** 2 貸付は2名以上の連帯保証人により行います。 また、物的担保を徴する場合があります。	1 貸付は2名以上の連帯保証人により行います。 また、対象事業2については、物的担保を徴する場合があります。

※1 独立行政法人福祉医療機構の基準面積、基準単価を適用して算出したものが本基金が認める経費になります。
※2 日本財団、中央競馬馬主社会福祉財団等による補助金
※3 見積額により申込いただきますが、実際の貸付にあたっては、契約額により算出した額が上限となります。

●令和5年度の貸付申込みについて

貸付については、随時申込みを受付けますので、当基金へ御相談ください。
なお、貸付は審査委員会における審査を経て、決定いたします。
（申込から決定までは概ね3ヶ月を要します。）